

広島県告示第三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地 の	廃止年月日
ウエルビイ株式 会社	広島市西区商工セン ター六丁目一番一 号	サンキ・ウエル ビイ介護セン ター三原	三原市宗郷一丁目四 番一號	平成二〇年九月 三〇日
ウエルビイ株式 会社	広島市西区商工セン ター六丁目一番一 号	サンキ・ウエル ビイ介護セン ターしまなみ	尾道市東御所町四番 一六号尾道駅前ビル 二番一號	平成二〇年八月 三一日
小田光株式会社	大竹市元町四丁目二 番一〇号	竹の子の里指定 福祉用具レンタ ルセンター	大竹市新町一丁目七 番三號	平成二〇年一 月三〇日
小田光株式会社	大竹市元町四丁目二 番一〇号	竹の子の里指定 ケアプラン相談 センター	大竹市新町一丁目七 番三號	平成二〇年一 月三〇日